**森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の**

**平成29年度新規活動団体募集について**

平成２９年５月１５日

千葉県里山林保全整備推進地域協議会

**（事業の趣旨及び目的）**

森林・林業を支える山村の過疎化、高齢化が進むなか、これまで様々な資源の利用等を通じて地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきています。

とくに、集落周辺の里山林では藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

本交付金は、このような集落周辺の森林の保全・整備・活用について、地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織をつくり、森林の保全管理や山村を活性化するための地域活動に要する経費に対し、一定の費用を国等が支援する制度です。

本交付金を活用したい活動組織は、本募集要領に基づき期日までに応募してください。

**１　応募条件**

**○活動組織**

　　①地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた方（3名以上）で構成。

②国の実施要領に基づいた活動組織運営規約が定められ区分経理がされていること。

　　③千葉県内に事務所を置いていること。

**○対象森林**

　①森林経営計画及び森林施業計画（以下「計画等」という。）が策定されていない森林。

②活動組織と森林所有者とで利用協定を締結していること。

③活動面積は0.1ha以上であること。

・現在、計画等が策定されていない森林であっても、活動組織が行う事業実施期間内に

計画等が策定予定の森林は交付金の対象外です。

・森林所有者と利用協定を締結していれば、学校林や公有林でも活用が可能です。

**２　対象活動**

　○地域環境保全タイプ：集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、高密に侵入したモウソウ竹等の竹林の整備・駆除に向けた取組

　○森林資源利用タイプ：間伐材、シイタケ原木生産等の未利用資源の利活用活動

　○森林機能強化タイプ：歩道･作業道の作設・補修活動

○教育・研修利用タイプ：森林を活用した環境教育や研修、林業技術研修

**３　国交付単価**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | |  | 単　価 | 対　象　活　動 |
| ①活動計画作成費  （初年度のみ） | |  | 112,500円  （上限） | 現地の林況調査、活動計画策定のための話し合い、研修等 |
| 地域環境保全タイプ | |  | | |
|  | ②里山林保全 |  | 120,000円/ha | 雑草木の刈払い、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止策の設置、  これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、活動成果のモニタリング、傷害保険等（以下「これらの活動に必要な調査研修等」という） |
| ③竹林整備等 |  | 285,000円/ha | 竹・雑草木の伐採・搬出・処理、  これらの活動に必要な調査研修等 |
| ④森林資源利用タイプ | |  | 120,000円/ha | 雑草木の刈払い、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、  これらの活動に必要な調査研修等 |
| ⑤森林機能強化タイプ | |  | 800円/ｍ | 歩道・作業道の作設、改修、傷害保険等 |
| ⑥教育･研修タイプ | |  | 38,000円/回  年4回まで | 森林環境教育、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、森林施業技術向上に向けた技術指導、傷害保険等 |
| ⑦資機材の購入 | |  | 1/2以内（一部1/3以内） | 上記②～⑤の取り組みを行うにあたり必要な資機材の購入・設置(教育・研修利用タイプでは購入不可) |

※１活動組織あたりの交付金の上限は、500万円／年です。

※同年度に同一箇所で複数のタイプ（②～⑤）の活動はできません。主たる取組みの

タイプの交付単価を適用します。

※①～⑥については、別途に県・市町の交付金が交付される場合があります。

県・市町の交付金の額の目安は、国交付金の１／３程度です。

詳細は、市町、地域協議会にお尋ねください。

**４　交付金の使途**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 使　　　　途 |
| 1. ～⑥ | 人件費（地域協議会で別に定める額を上限とします）、燃油代、傷害保険、車両リース代等賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・チャップス・事務用品等の消耗品、郵便料、書籍、委託料、印刷費等 |
| ⑦ | 刈払機、チェンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チッパー、苗木、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型ＧＰＳ機器、設置費  ※パソコン、デジカメ等著しく汎用性の高い機材は対象外です |

**５　交付金の活用にあたっての主な要件**

本交付金応募に際しての申請書類様式並びに事業実施に際しての各種要件については、林野庁が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」（H25.5.16制定25林整森第74号）及び当地域協議会が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の運用について」等で申請前に必ずご一読ください。

○林野庁（実施要領等） <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

○地域協議会（要領の運用について）http://chiba-satoyama.net/kyogikai/

[活動組織の要件]

(1)代表者が定められていること。（代表者は会計責任者を兼ねることはできません）

(2)国の要領等に定められている書類の調製、整備及び事業終了後も定められた期間の保管

ができること。（活動組織は、会計検査院の抽出検査の対象となります）

(3)安全講習の受講及び傷害保険への加入等の措置を図り、安全面に十分に配慮した活動が

できること。

(4)会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自律的に活動できること。

[利用協定]

(1)活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書（様式11号）を作成していること。

(2)協定書に定める活動計画書で事業開始年度より3カ年の活動計画を策定し、3年以上の

継続した活動を行うこと。

・3年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。

　・活動組織や活動組織の構成員が森林所有者である場合には、登記簿等の土地の使用に関

する権限が確認できるもので協定に替えることができます。

[モニタリング]

(1)活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング方法を記載し、モニタリング結果

を毎年度報告すること。

[注意事項]

(1)交付対象となる活動の期間は、国からの交付決定を受けたのち、地域協議会が各活動組

織へ採択通知書を交付した日(採択通知日)から、平成30年2月28日（予定）までです。

平成29年度においては、採択通知日は７月中旬～下旬を予定しています。

(2)交付対象となる森林の面積は、実際に活動を行う箇所の面積です。協定を締結した森林

の面積ではありません。

また、協議会事務局が行う現地の調査に伴い活動タイプや面積が変更となる場合があります。

(3)交付決定額（対象活動②～④の場合は活動面積に単価を乗じた額、⑤は延長×８００円、　⑥は回数×３万８千円）は上限額です。最終的な交付額は、活動記録及び金銭出納簿等をもとに算定した金額となり、活動実績に応じては減額となることがあります。

活動①～⑥において、活動記録や作業写真、領収書等の証明書類のない経費については

交付の対象外です。

**６　申請手続きについて**

(1)交付金を活用したい活動組織はまず、活動森林のある市町村の担当課に以下についてお問い合わせ及びご相談ください。

①その市町村で本交付金事業を実施しているか。

②事業を実施したい森林において森林経営計画等が策定されているか。

　③その他、土地利用上の制約がないか。

・現況が森林であっても、地目が「農地」の場合は原則として対象外です。

(2)上記について確認が得られましたら、次の書類を作成し、提出期限までに活動森林の所在する市町村に提出してください。

・様式は地域協議会のホームページよりダウンロードできます。

(3)提出書類一覧

　別紙「平成29年度交付金申請に係る書類提出の1年間の流れ」の交付金申請欄に記載のとおりです。

　平成29年度は、「継続箇所につき省略」できる書類はありませんのでご注意ください。

**７　提出期限及び提出先**

(1)提出期限　　平成29年6月30日（金）必着

(2)提出先　　活動森林のある市町村

**８　その他**

1. 市町村を経由して地域協議会に送付された申請書類等を基に、活動目的や活動内容等が国実施要領等に照らし適当と認められるか審査を行います。結果はすべての応募団体に通知します。
2. 採択となった場合でも、交付決定額（採択通知書に記載の額）は、採択申請した額より減額となる場合があります。
3. 採択申請書等の書類については、地域協議会より国及び県（森林課及び林業事務所）に情報提供を行いますのでご了承ください。
4. 現地調査等は協議会事務局のほか、県及び市町村職員が同行する場合があります。
5. 申請書類の作成にあたっては、様式記載例やＱ＆Ａ等を参考にしてください。関係文書は地域協議会ホームページ等からご覧になれます。（適時修正をしています）
6. 平成29年度追加募集については未定です。

**９　本交付金に関するお問合せ先**

　　千葉県里山林保全整備推進地域協議会

　　　　　事務局　ＮＰＯ法人ちば里山センター内　　　電　話　0438－62－8895

　　　　　住　所　299-0265　千葉県袖ケ浦市長浦拓２号580－148

　　　　　ＵＲＬ　<http://chiba-satoyama.net/kyogikai>（様式、記載例及びＱ＆Ａ等）

【平成２９年度　交付金申請に係る書類提出の１年間の流れ】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出時期** | **各活動団体から地域協議会へ**  **（一部は市町村経由）** | **協議会から各活動団体へ**  **（同時に写しを市町村へ）** |
| 6月30日まで | 交付金申請（団体→市町村→協議会）  ＜チェック用＞  ・申請に係るチェックリスト(申請添付様式１)  ＜活動組織＞  ・活動組織規約（要領：様式第10号）  ・参加同意書（要領：様式第10号別紙）  ＜所有者確認＞  ・森林所有者との協定書（要領：様式第11号）  ・地番一覧表（申請添付様式２）  ・登記簿謄本  ＜現地＞  ・位置図（道路地図、ネット地図等）  ・活動計画図（詳細別紙）  ・現地の現況がわかる写真  ＜活動計画書＞  ・活動計画書（要領：様式第12号）  ＜採択申請＞  ・採択申請書（要領：様式13号）  ・資機材購入理由書(申請添付様式３)  ・教育研修活動タイプ実施計画（申請添付様式４）  ＜その他＞  ・預金通帳（口座番号、名義）のコピー |  |
| 7月中下旬 |  | 採択決定通知書  （要領：様式第15号） |
| 10月頃 | 概算払い申請（直接協議会へ)  ・交付金交付申請書（要領：別記様式第1号）  ・資金繰り予定表 |  |
|  |  | 交付金交付通知（要領：別記様式第2号）  （概算払い振込み） |
| 10月頃 | 採択変更申請（直接協議会へ）  ・採択変更申請書（様式第１６号） |  |
|  |  | 採択変更決定通知書  （要領：様式第15号） |
| 3月初旬 | 実施状況報告団体→市町村→協議会  ＜活動記録＞  ・活動記録（要領：様式第１７号）  ・作業写真整理帳（要領：様式第17号別添１）  ＜支出記録＞  ・金銭出納簿（要領：様式第１８号）  ・日当及び作業整理簿（運用：別紙様式１）  ・日当支払い一覧表（運用：別紙様式２）  ・領収書  ・見積書（10万円以上の資機材）  ＜教育・研修活動タイプ＞  ・講師及び日当払い構成員一覧（運用：別紙様式４）  ・参加者名簿（教育研修・会員外参加者）  ・教育研修の当日資料・ポスター等  ＜モニタリング関係＞  ・モニタリング報告書（要領：様式第19号）  ＜実施報告＞  ・実施状況報告書（要領：様式第20号） |  |
|  |  | 交付金に係る実施状況確認通知書（様式第21号） |
| 実施報告に添付 | 交付金交付申請  ・交付金交付申請書（別記様式第１号）  ・預金通帳（口座番号、名義）のコピー（再度） |  |
|  |  | 交付金振込通知書（要領：別記様式第2号）  （交付金精算額振込） |

要領：森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（林野庁）

運用：森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の運用について（地域協議会）

申請添付書類：本募集要項の添付様式